



【基調報告】

全国保育士会の取り組みについて



スカンポー — それは愛情の花 可憐でたくましい
私たち保育者は根強く手つなぎをして子どもたち
のしあわせを守りましょう。

全国保育士会

会長 北野 久美



1. 全国保育士会について
～全国保育士会の成り立ちと取り組み～
2. 保育を取り巻く制度動向
3. 全国保育士会の主な取り組み
4. 成果物等のご紹介



1. 全国保育士会について ～全国保育士会の成り立ちと取り組み～



【成り立ち】

- 1956（昭和31）年、「子どもたちの真の幸福を守るために保母は手をつなぎ、たちあがろう！」という呼びかけに賛同した人たちによって創設
- 全社協保母会 → 全国保母会 → 全国保育士会 と名称変更



全社協保母会委員総会（昭和40年代）



第3回を迎えた東西日本保母研修会（1975年）



【全国保育士会倫理綱領】

- 保育士が国家資格となった2003（平成15）年、全国保育士会としての倫理綱領を自らの行動規範として社会に示し、責務を宣言



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。
私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。
私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会



【全国保育士会倫理綱領】

- 前文「子どもの育ちを支えます」「保護者の子育てを支えます」
「子どもと子育てにやさしい社会をつくります」
 - 相互に関連させることで子どもを中心に置いた保育実践をゆたかにする根本原則
- 専門職として子どもや保護者の気持ちをくみとり、信頼関係を築くための知識・技術が必要であり、そのためには高い倫理観に基づくことが必要
 - 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を理解し、全国保育士会倫理綱領をもとにした実践へ



【食育推進ビジョン】

- 2012（平成24）年度、保育における食育の取り組みをより明確かつ計画的にすすめるために策定
- 全国保育士会としての食育への取り組みを全国的・社会的に打ち出す
- 各都道府県・指定都市保育士会組織にビジョンを示すことで、各地域における食育の推進に資する

平成25年3月4日
平成31年2月8日 一部改定
全国保育士会 常任委員会

全国保育士会 食育推進ビジョン

【前文】

「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとの関わりの中で食事をおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、会員が中心となり、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと一体的に推進するための指標として、ここに「全国保育士会 食育推進ビジョン」を策定し、さらなる「食育」をすすめます。

1. 保育実践と一体となった食育の推進に取り組みます。

食育は子どもたちの成長・発達を育むなかで必要不可欠なものであり、保育所や認定こども園等における日々の生活の中で保育と一体的に取り組みます。

2. 子どもの育ちを保障する食事の提供体制・環境を堅持した食育を推進していきます。

子どもたちにとって身近な存在である職員が、一人ひとりの状態に合わせた食事を提供し、子どもたちが作り手の顔を思い浮かべながら、おいしく楽しく食べることができる環境を守ります。また、子どもたちの食への関心が高まるよう、五感を通じて食とふれ合える機会をもてるよう努めます。

3. 食育の推進は家庭との協働によりすすめます。

子どもたちの生活や食事に関する情報を家庭と共有し、相談に応じるなど望ましい食生活について共に考え、家庭における食育を支援します。

4. 施設全体で連携し、食育の推進に取り組みます。

保育に携わる全ての職員が、保育所や認定こども園等で行う食育について共通の理解をもち、年齢に合わせた計画の目標を共有し、互いの専門性を活かしながら連携・協力して取り組みます。

5. 地域の子育て家庭への理解をすすめ、関係機関と連携・協力をして食育の推進に取り組みます。

在宅の子育て家庭の乳幼児の食に関する相談に応じるなど、専門性を活かした助言や支援を行います。また、地域の保健医療機関等と必要な情報を共有し、地域全体で連携して食育に取り組めます。



【スカンポマーク】

- 1986（昭和61）年の保育士会結成30周年を記念して作成
※ 当時は保母会
- 愛情を表現するシンボルとして、可憐でたくましい花・スカンポ（別名＝スイバ）をイメージ化
- 「私たち保育者は根強く手つなぎをして子どもたちのしあわせを守りましょう」との願いがこめられている

保育士会シンボルマーク

「スカンポ」



それは愛情の花

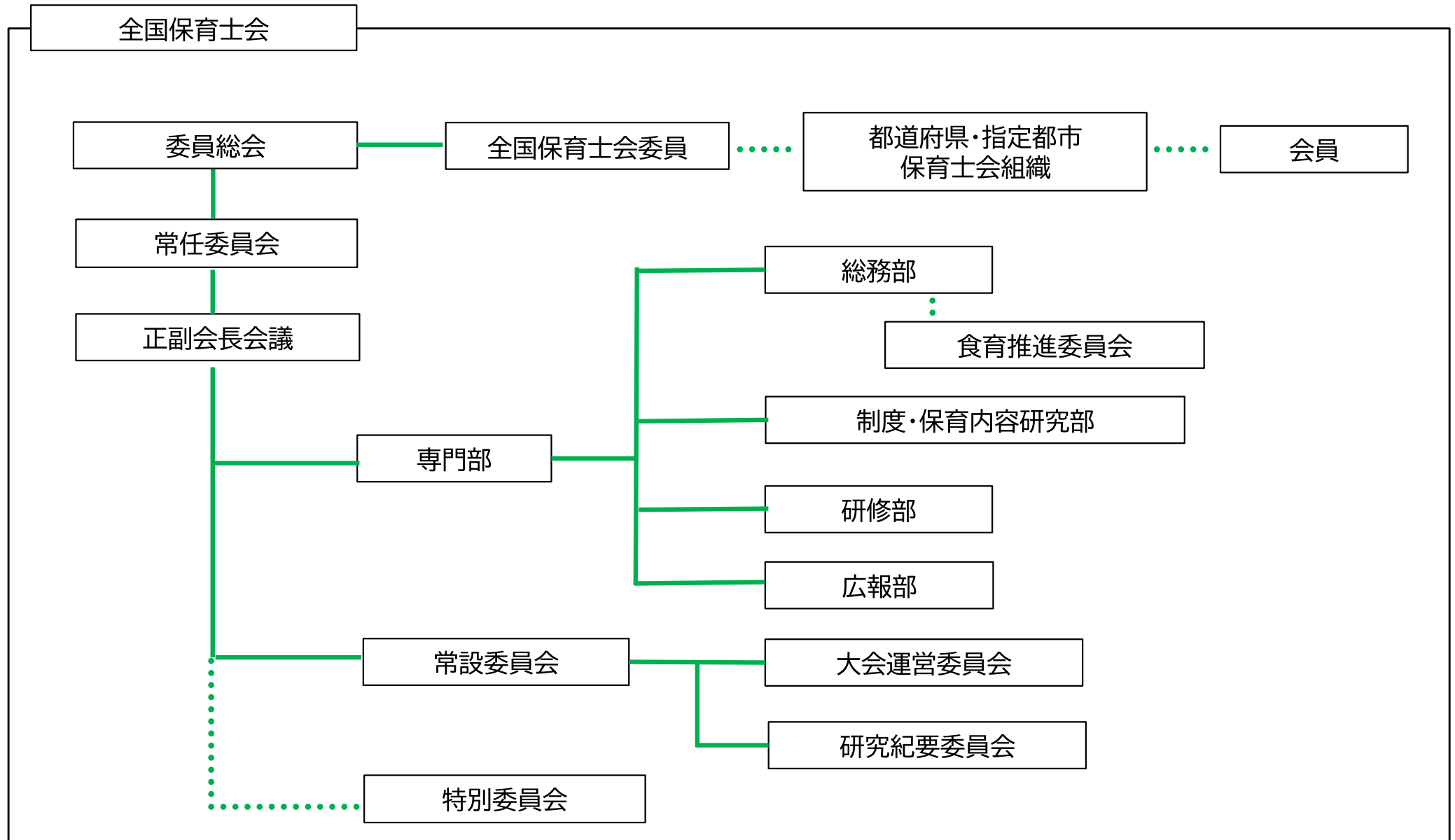
可憐でたくましい

私たち保育者は根強く手つなぎをして子どもたちのしあわせを守りましょう。

全国保育士会は、「スカンポ」をデザインした会員バッジを作成しています。保育専門職の目印としてご活用いただいています。



【全国保育士会組織図】





2. 保育を取り巻く制度動向



- こども・子育て政策の強化
 - こども未来戦略
 - こども大綱
 - 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
 - 保育政策の新たな方向性
 - こどもまんなか実行計画2025
- 改正児童福祉法の施行（令和6年4月1日）（令和7年4月1日）
- 子どもの権利擁護（虐待・性暴力の防止を含め）



● こども未来戦略

- 「こども未来戦略方針」の具体化に向けた検討を踏まえて示されたものであり、今後のこども・子育て政策において、強化が必要な内容、予算、財源等がとりまとめられている。（令和5年12月22日閣議決定）
- 政策強化のための基本理念として「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3点が示されている。
- また、今後3年間で集中取組期間とする「加速化プラン」において具体的な施策が示されている。特に、保育に関連する事項として、以下が挙げられている。

● 配置基準の改善と更なる処遇改善

- ⇒ 令和6年度から、4・5歳児は30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける（経過措置として従前の基準での運営も妨げない）。
- 令和7年度以降、1歳児は、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める（令和7年度予算において、1歳児の配置基準改善の加算が設けられる）。
- ⇒ 令和6年人事院勧告を踏まえた対応の実施と、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を進める。



● こども未来戦略

● 「こども誰でも通園制度」の創設

⇒月一定時間までの利用可能枠の中で、就労用件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付。

⇒令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付事業として、全国の自治体において実施できるよう、法案が提出される。

※令和6年度全国こども政策主管課長会議の説明動画および会議資料

【こども家庭庁ホームページ 資料】

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-syukankacho/b1ba8054>



【保育政策課 説明動画】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3JvqIEhePJKDmbZjL7FeJzv>





● 「こども大綱」の策定

- こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、政府全体でこども施策を強力に推進するために策定されるものであり、こども施策に関する基本的な方針、重要事項等が一元的に定められる。（令和5年12月22日閣議決定）
- 具体的には、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を定義づけたうえで、こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）を定め、ライフステージ別に、こども施策に関する重要事項が提示されている。

● 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定

- こども基本法の目的・理念に則り策定するもの（令和5年12月22日閣議決定）。

【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より抜粋】

『育ちのビジョン』の目的は、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることである。

『育ちのビジョン』は、こども基本法の目的・理念にのっとり、多様なこどもの心身の状況や、置かれている環境等に十分に配慮しつつひとしく、それぞれのこどもにとって「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じて切れ目なく、こどもの周囲の環境（社会）を捉えながら、その心身の健やかな育ちを保障する観点で定める必要がある。

上記の目的を達成するためには、『育ちのビジョン』を、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する羅針盤として位置づけることが重要である。



こども・子育て政策の強化

- 令和6年12月20日、こども家庭庁より「**保育政策の新たな方向性**」が公表された。
- 令和7年度から令和10年度末までの4年間の保育政策の方向性をまとめたもので、令和6年度までとされていた「新子育て安心プラン」の後を引き継ぐものとなる。これまでの「保育の量の拡大」から転換し、3つの柱を軸に保育政策を推進するとしている（下図参照）。



- 「**保育政策の新たな方向性**」は、「人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は待機児童対策を中心とした『保育の量の拡大』から」、上図の3つの柱に政策の軸を転換し、「制度の持続可能性を確保」するとしている。
- 政策の軸となる3つの柱がめざす姿は次スライドのように表現され、そのもとに取り組んでいく対応等がまとめられている（一部の対応には時期も明記）。



保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

- 地域の課題に応じたきめ細やか待機児童対策
- 人口減少地域における保育機能の確保・強化
- 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
- 保育の質の確保・向上、安全性の確保

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

- こども誰でも通園制度の推進
- 多様なニーズに対応した保育の充実
- 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
- 保育DXの推進による業務改善
- 働きやすい職場環境づくり
- 新規資格取得と就労の促進
- 離職者の再就職・職場復帰の促進
- 保育の現場・職業の魅力発信

詳細は、こども家庭庁
ホームページ



【こども家庭庁HP】



こども・子育て政策の強化

こどもまんなか実行計画2025 概要①

こどもまんなか
こども家庭庁

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づく**こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。**
- 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。

(※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数、前年比△41,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) **こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等**
こども基本法やこどもの権利条約(※)に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究)等
- (2) **多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり**
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施等
- (3) **こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化等
- (4) **こどもの貧困対策**
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援等
- (5) **障害児支援・医療的ケア児等への支援**
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組等
- (6) **児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援**
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等
- (7) **こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組**
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) **こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進**

(※) こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。



こどもまんなか実行計画2025 概要②

こどもまんなか
こども家庭庁

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進等

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保等



● こども家庭センターの設置と地域子育て相談機関

- 改正児童福祉法（令和6年4月1日施行（一部、令和5年4月1日施行））においては、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされている。
- また、「こども家庭センター」には直接相談しにくいと感じる家庭も想定されることから、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある子育て世帯の身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備に努めることとされている。「地域子育て相談機関」の担い手として、保育所・認定こども園等に期待が寄せられている。

● 児童をわいせつ行為から守る環境整備

- 児童にわいせつ行為をおこなった保育士の資格管理が厳格化された（令和5年4月1日～）。
- 具体的には、わいせつ行為を行ったことにより保育士資格の登録を取り消された者について、これまでは欠格期間経過後に再登録申請が可能であったが、改正後は「その後の事情から再登録が適当である」と判断された場合に限り再登録することができる等の改正が行われた。
- また、わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者のデータベースの整備等の仕組みの検討が進められている。



● 保育所等の虐待通報義務について

- 令和4年度にいくつかの保育所・認定こども園等で園児への虐待が確認されたことを受け、令和5年5月に通知「昨年末の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」がこども家庭庁・文部科学省連名で発出された。
- 通知において、①虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定、②児童福祉法の改正による制度的対応の検討、③虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化を行うとされた。
- このうち、②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所・認定こども園等の職員による虐待等の発生時の通報義務の創設を含め、保育所・認定こども園等における虐待等への対応として、児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとされた。
- 上記を受け、令和7年4月に成立した改正児童福祉法において、保育所等の職員による虐待についての通報が義務化された。これにより、保育所等内において児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに都道府県知事または市町村長に通告しなければならないこととなった（同法律において「一般通告」といわれるもの）。また、そのほかにも、通告があった場合の都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県による虐待の状況等の公表がされることとなった。



保育を取り巻く制度動向の変化を踏まえながら、 これまで全国保育士会が達成してきたこと（法制度関係）

⇒保育士・保育教諭の専門性やこれまでの経験等を結集して、保育者が専門性を十分に発揮し、子どもの育ちを保障し続けることのできる環境の構築に向けた取り組みをすすめる

- 保育士資格の法定化 → 国家資格化（平成13年度）
- 保育所保育指針改定検討への参画 → 平成20年、平成29年改訂への反映
- キャリアパス構築に向けた提言 → 保育士等キャリアアップ研修（平成29年）
- 食育の推進（自園調理の優位性の発信） → 構造改革特区「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の先送り（平成30年）
- 職員配置基準の見直しの必要性 → 4・5歳児、3歳児の職員配置基準の改善（令和6年）

※「こども未来戦略」において、1歳児についてもできるだけ早期に改善することが盛り込まれ、令和7年度より配置基準より加配している場合は加算されることとなった（配置基準は据え置き）。



保育を取り巻く制度動向の変化を踏まえながら、 これまで全国保育士会が達成してきたこと（法制度関係）

- 主任保育士の専任配置の推進 → 国の予算化が実現

※平成10年度から定員規模や特別保育事業の実施等の条件があるものの、初めて国の予算化が実現し、平成15年度からは定員要件が撤廃され特別保育事業等を複数実施する保育所に専任配置が可能となった。

※令和5年度限定で行われていた「主任保育士専任加算等の要件についての特例」について、主任保育士の果たしている役割やその重要性を踏まえ、継続しての実施が必要であることを要望し、令和6年度以降もほぼ同様の内容で継続されることが実現。

※主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況である。

主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化することを引き続き要望していく。



3.全国保育士会の主な取り組み



(1) 令和7年度事業のテーマと4つの柱

令和7年度、本会は、全国保育士会倫理綱領と「全社協福祉ビジョン2020を踏まえた行動方針」にもとづき、すべての子どもの育ちを支える保育の実現のため、次の4つの柱に沿って、事業に取り組む。

【テーマ】

子どもと保護者と保育者の^{いま}現在と^{あす}未来を支える

【事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ質の高い保育の実現
2. 保育者の専門性が発揮できる環境構築
3. 乳幼児教育の魅力発信と理解促進
4. スカンポ募金による保育士等支援



(参考) 「全社協福祉ビジョン2020」を踏まえた全国保育士会 行動方針

- 全国保育士会では、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤である「全社協 福祉ビジョン2020」を具体的な行動に結びつけていくために「行動方針」を策定し、事業を展開。

「全社協福祉ビジョン2020」を踏まえた全国保育士会 行動方針

【全国保育士会 行動方針】

- 1 子ども主体の保育の質および、
保育士の専門性の向上と発信を行う
- 2 子どもの人権を守る
- 3 保育を支える人材の
確保・育成・定着を図る
- 4 とともに生きる豊かな地域社会の
実現に向け、多様な実践を図る
- 5 平時から災害に備え、
災害発生時に迅速な支援に
取り組むための体制整備を図る
- 6 保育士会組織の強化を図る

「全社協 福祉ビジョン2020」	
ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして	
第3章 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために	
社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。	
①	重層的に連携・協働を深める ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する
②	多様な実践を増進する ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく
③	福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる
④	福祉サービスの質と効率性の向上を図る ・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める
⑤	福祉組織の基盤を強化する ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める
⑥	国・自治体とのパートナーシップを強める ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するために継続性を確保する ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う
⑦	地域共生社会への理解を広げ参加を促進する ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める
⑧	災害に備える ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する



(2) 令和7年度 重点事業

さらに令和7年度は、以下の重点事業に取り組む予定である。

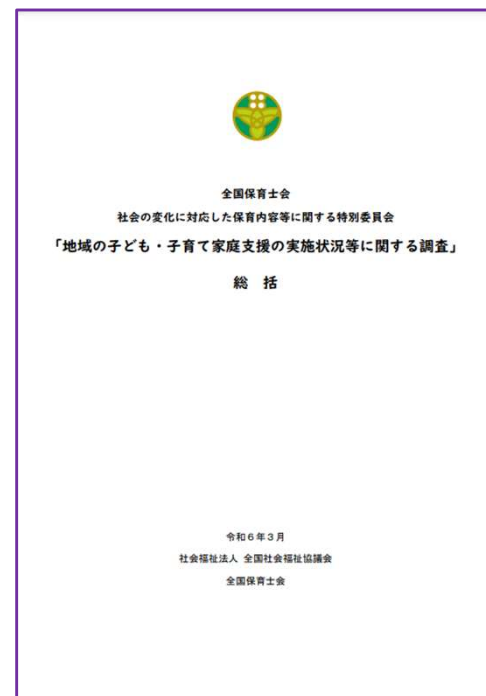
1. 社会の変化に対応した保育内容の実践
2. 保護者支援・地域支援事業に向けた取り組み
3. 地方組織※の支援の強化と全国保育士会組織の強化
4. 保育の専門性の発信

※地方組織とは、都道府県・指定都市保育士会組織を指す



● 1.社会の変化に対応した保育内容の実践 2.地域支援事業に向けた取り組み

- 現在、「社会の変化に対応した保育内容等に関する特別委員会」にて検討を進めている。
- 令和5年度は特に、保育所・認定こども園等が地域の子ども・子育て家庭への支援を進めるにあたり、「地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査」を行い、その結果および総括を公表した。
- 令和6年度は主任保育士・主幹保育教諭の役割・必要性等の整理について検討を進めた。
- とくに「主任保育士」については選任必置化することの必要性を訴えていくために、アンケート調査等によるエビデンスとなる情報の収集を予定しているため、ご協力をお願いしたい。



地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査総括



地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査結果報告



● 3. 保育士会組織の強化と支援体制の強化

- 保育を取り巻く環境や制度が大きく変化し続けるなかにおいて、保育士・保育教諭等が安心して働き、専門性を十分に発揮するためには、その活動を支える保育士会組織の存在が非常に重要。
- 保育士会活動は保育士・保育教諭等の会員約18万人超の存在があつてこそであり、現場からの大きな声として保育の現状等を国に伝えることができている。
- 本年度も会員にとって魅力のある事業の展開や、活動に対して理解をいただけるような取り組みの検討を行う等、各ブロックや各県・市組織の状況の調査を実施し、組織の強化や支援体制の強化を進めている。
- 会員の皆さまには、引き続き保育士会活動にご理解とご協力をいただきたい。



令和7年度の重点事業等

● 4. 保育の専門性の発信

- 保育の専門性や保育の魅力、やりがい、保育士・保育教諭等の仕事について、「#すかんぽムービー」やSNS等の活用等により広く社会へ発信・周知を行い、正しい理解や新規会員加入の促進につなげる。
- また、特別委員会や各部会の活動、国の検討会等も通じて専門性を発信している。
- 保育に対する正しい理解の促進や、保育人材の確保・育成・定着や処遇の改善、配置基準の改善等には当事者である保育者自身による発信が重要であり、各地域においても発信の取り組みを進めていただきたい。



全国保育士会HP TOPページ



全国保育士会HP



全国保育士会すかんぽチャンネル



全国保育士会公式X



各動画の様子



【主任保育士・主幹保育教諭特別講座】

- 全国保育士会では、保育所・認定こども園の中核を担う主任保育士・主幹保育教諭の専門性の向上が、保育の質に直結すると考え、本特別講座を30年以上実施。
- 本特別講座は、1年間にわたる講座、集中講義での講義受講、ゼミを通じた仲間との交流、ゼミ講師の指導のもとでの修了論文の作成などを通して、保育のリーダーとしての高度な専門性と指導性を系統的な学習により修得。
- 今年度（第37期）は前期集中講義を全社協霞が関ビル、後期集中講義をロフォス湘南で行う。

ともに学び、リーダーを育てる！
～あなたの学びが未来の子どもを支えます～

全国保育士会
第37期
(令和7年度)

主任保育士・主幹保育教諭
特別講座 受講生募集

1 わらい
近年、保育所・認定こども園を取り巻く環境は大きく変化しています。

例えば～

- 子ども子育て家庭を取り巻く環境の変化
… 配慮が必要な子どもの増加、保護者対応の難しさなど
- 少子化や人口減少など、園を取り巻く環境も変化
… 園の運営の変化、保育人材の確保の困難など
- 「こども館でも通園制度」など、
地域のすべての子どもへの支援の必要性

保育者に求められるものが変化
保育施設運営に求められるものが変化

そうしたなか、
主任保育士・主幹保育教諭は、施設長と保育者の間に立ちながら、組織や地域子育て支援の牽引、人材育成や職場環境づくりなど、**園の中核を担い、専門性を発揮**することが求められています。

本会では、主任保育士・主幹保育教諭の専門性の向上が、
保育の質の向上・施設運営の向上に直結すると考え、
主任保育士・主幹保育教諭特別講座を開催しています！

本講座では、保育のリーダーとしての高度な専門性と指導性を
系統的な学習により修得することができます！

本講座の目標

1. 保育内容の質的充実をはかる
2. 保育のリーダーとしての力量を高める
3. 保育のスーパーバイザーとしての知識・技術をみがく
4. 地域社会への子育て支援における役割を担う力量を高める
5. 実践研究の進め方を会得する



講義の様子



ゼミの様子



開催要項QR



全国保育士会の主な取り組み

【「保育スーパーバイザー」養成研修会】

- 「主任保育士・主幹保育教諭特別講座」や「教育・保育施設長ステージアップ研修」（全国保育協議会）のリカレント研修として実施。
- この研修で「専門職集団におけるスーパーバイザーに求められる知識・技術」、「子育て支援などに必要なソーシャルワーク等のスキル」などを学ぶことをとおして、上記の講座を修了後に保育現場で働く中で新たに生まれた疑問や課題意識等について、俯瞰して考えることができる機会でもある。
- 令和7年度は8月21日(木)、22日(金)にて全社協霞が関ビルにて開催。



開催要項QR



【食育推進研修会】

- 全国保育士会では、乳幼児期の食事は子どもたちが健康でいきいきとした生活を送るための基礎となるものであり、その後の心身の成長にも大きな影響を与えるものと考え、食育を推進している。
- 本研修会は、保育士・保育教諭だけでなく、栄養士、調理員の方にもご参加いただだけ、子どもの発達段階にそった食育のあり方や、食育計画をもとにした食育実践などを学び、保育所・認定こども園等における食育の意義や役割を考える。
- 令和7年度は、7月31日（木）～8月1日（金）で開催。アーカイブ配信についても実施。



開催要項QR



【全国保育士研修会】

- 保育士・保育教諭、主任保育士・主幹保育教諭、保育所・認定こども園等のリーダー的職員等の知識・技術、専門性の向上を図ることを目的に開催するもの。
- 令和6年度は、令和7年1月30日（木）～31日（金）に京都府京都市で開催した。全体会では、河村能舞台主宰の河村純子氏に講演をいただいた。2日目は4つのコースに分かれて講義した。
- 令和7年度は令和8年1月29日（木）、30日（金）にて新横浜プリンスホテルで開催予定。
- 2日目のコースについては以下のテーマを予定している。
「こども主体の保育」「保幼少の架け橋」「乳幼児保育」「まち保育」
※現時点の予定であり、変更の可能性もあります。
- 今後、秋ごろに開催要項を発出予定。HPおよびSNS等で周知していく。



講演を行う河村氏

全国保育士会の主な取り組み



【全国教育・保育研究大会】（令和7年度～）

- 全国保育士会と全国保育協議会による十分な協議を経て、令和7年度より、両組織の研究大会を一本化し、「全国教育・保育研究大会」として開催することとした。（主催：全国保育協議会、全国保育士会、開催地組織）

- 研究大会の一本化の意義・目的は概ね以下のとおり。

- 近年、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等を取りまく状況が大きく変化するとともに、その状況に対応すべく保育も多様化している。
- このような状況においては、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について検討する必要があり、全国保育協議会および全国保育士会の一層の協働、軌を一にした活動が欠かせない。
- 全国保育協議会は公立施設を含む保育所や認定こども園等を会員とする全国組織であり、全国保育士会はわが国唯一の保育士・保育教諭等の専門職組織である。両組織の研究大会は、すべての子どもの最善の利益の保障に向けて研究協議を深め、保育の質の向上を図るとともに、その姿勢を広く社会に発信するものとして、この間実績を積み重ねてきた。
- 全国保育協議会と全国保育士会が協働し、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざし、研究大会のさらなる質の向上に向けて一本化を進める。



【2025年度全国教育・保育研究大会】（東京大会）

「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして
～子どもと保護者と保育者の^{いま}現在と^{あす}未来を支える～

期日と会場

令和7年

11月20日木～21日金

全体会会場(初日) 東京国際フォーラム

分科会会場(2日目) TKP市ヶ谷カンファレンスセンター、
飯田橋レインボービル 他

主催

全国社会福祉協議会・全国保育協議会(第68回大会) /
全国保育士会(第58回大会)

関東ブロック保育協議会、関東ブロック保育士会、
東京都社会福祉協議会保育部会、東京保育士会

(実施主体:全国保育協議会、全国保育士会、
東京都社会福祉協議会保育部会、東京保育士会)

定員 2,000名

- 保育所・認定こども園等関係者、保育行政関係者、
保育士養成関係者、社会福祉協議会・保育協議会
関係者 等
- 保育・子育て支援に関心のある皆さま（学生、一
般の方も参加いただけます）

参加費

会 員：20,000円

会員でない方：25,000円

学 生：5,000円

※会員とは「全国保育協議会（講読会員含む）」もしくは
「全国保育士会」の会員になります。

全国保育士会の主な取り組み



【2025年度全国教育・保育研究大会】（東京大会）

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
11月20日 木				受付 11:30～ オープニング アトラクション 12:30～	開会式 式典	休憩	行政説明 基調報告 他	記念公演	次期開催地ごさつり
11月21日 金		受付	分科会 第1分科会～第12分科会					閉会	

	テーマ
第1分科会	(AM) 新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～ (PM) 組織マネジメント・認定こども園等について (運営：全国保育協議会)
第2分科会	(AM) 配慮を必要とする子どもや家庭への 支援にむけて (PM) 保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を 発信する
第3分科会	(AM) 子どものより良い育ちと安全・安心の環境づく りにむけた関係機関とのネットワーク (PM) 地域の子育て家庭への支援の充実にもむけて
第4分科会	(AM) 家庭や地域との連携による食育の推進 (PM) 保育の社会化にもむけて～保育の営みをいかに 社会に発信するか～
第5分科会	公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割
第6分科会	子どもの発達と環境
第7分科会	配慮を要する子どもへの保育
第8分科会	保育のなかの食育
第9分科会	保育所・認定こども園等における保護者支援・地域における子育て支援
第10分科会	専門性の向上をはかる取り組み
第11分科会 (開催地企画分科会)	子どもはなぜ劇遊びを楽しみ歌うのか～伝統芸能から考える日本人に受け継がれるDNA～ (運営：東京都社会福祉協議会保育部会・東京保育士会)
第12分科会	フリー発表分科会 (運営：全国保育協議会・全国保育士会)



【全国保育士会研究紀要】

- 全国保育士会では、子どもの最善の利益の保障のためには、専門職自らが専門性の向上に努めることが重要であると捉えている。
- その取り組みの一環として、1年にわたる学識者による指導のもとで、保育者が実践研究を行い、研究内容を保育に還元する過程等を論文にまとめ、「研究紀要」を発行している。
- 「研究紀要」にまとめられた実践研究は、「全国保育士会研究大会」の分科会で発表を行い、グループワーク等で保育実践のさらなる検討を進めている。



分科会での発表の様子



分科会（グループワーク）の様子





【全国保育士会研究紀要】（令和7年度～）

- 令和7年度から研究大会を一本化するにあたり、研究紀要のテーマは以下のとおりとした。

テーマ区分	助言者（肩書は令和6年3月31日時点）
こどもの発達と環境	青木紀久代氏 /社会福祉法人真生会 理事長、 同法人白百合心理・社会福祉研究所 所長
配慮を要する子どもへの保育	帆足暁子氏 /一般社団法人親と子どもの臨床支援センター 代表理事
保育のなかの食育	野口孝則氏 /上越教育大学大学院 教授
保育者の専門性による子育て家庭支援	大方美香氏 /大阪総合保育大学 教授・学長
専門性の向上をはかる取り組み	椋島香代氏 /文教学院大学人間学部長・教授、 同大学院人間学研究科 教授



【2025年度全国教育・保育研究大会】（東京大会）

詳細は以下のQRコードから
開催要項をご覧ください





【全国保育士会被災地支援スキャンポ募金】

- 全国保育士会では、東日本大震災被災地での保育士会活動を支援することを目的に「東日本大震災被災地保育士会支援募金」を創設し、被災地の保育士会の活動を応援した。
- 平成28年熊本地震発災に際し、他の大規模災害への支援もできるように「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金」と名称を変更した。そのうえで、あらためて会員の募金を呼びかけ、被災した地域の保育士会の運営を支援するとともに、子どもの育ちを支える仲間を支援するための取り組みを実施している。
- 会員や都道府県・指定都市保育士会に協力いただくことで成り立つ、横のつながりによる支援の仕組みである。

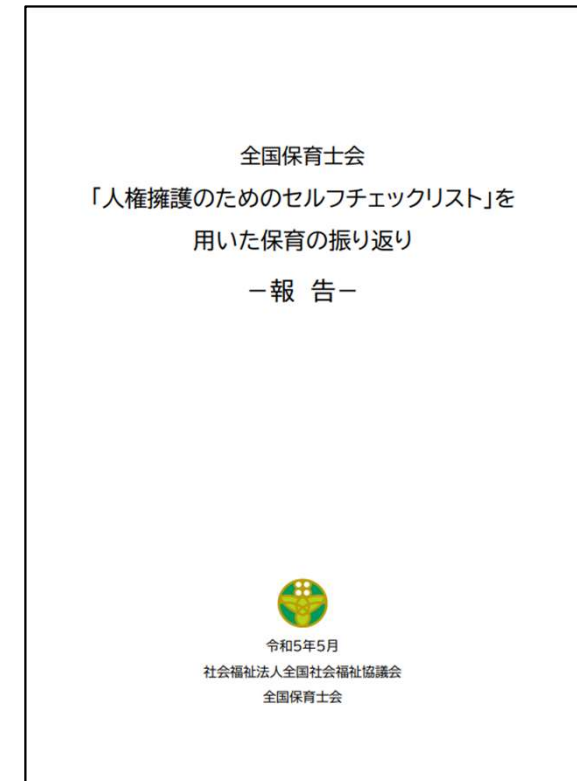
被災地での支援活動等にご使用いただける⇒
ブルゾン・のぼり





● 不適切な保育・児童虐待防止の取り組み

- 令和4年末より、保育所・認定こども園における不適切な保育・虐待事案が判明した。
- 全国保育士会では、会員へ向けたメッセージをいち早く発信するとともに、全保協と共同で緊急セミナー『「こどもの最善の利益」を守るために』を実施し、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用促進をはかった。
- また、虐待事案を受けて国が実施した「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」では、「不適切な保育」が明確に定義されておらず、必ずしも保育現場の取り組みの実際が明らかにならないことが懸念されたことから、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りを実施。
- その結果、自身の保育を振り返る過程で、意識せずに行っていたことが子どもの人権にかかわることであったことに気づき、その後、必要な対応や保育の質の向上に向けた取り組みを進めたいとの保育者の思いが明らかになった。



全国保育士会HPから

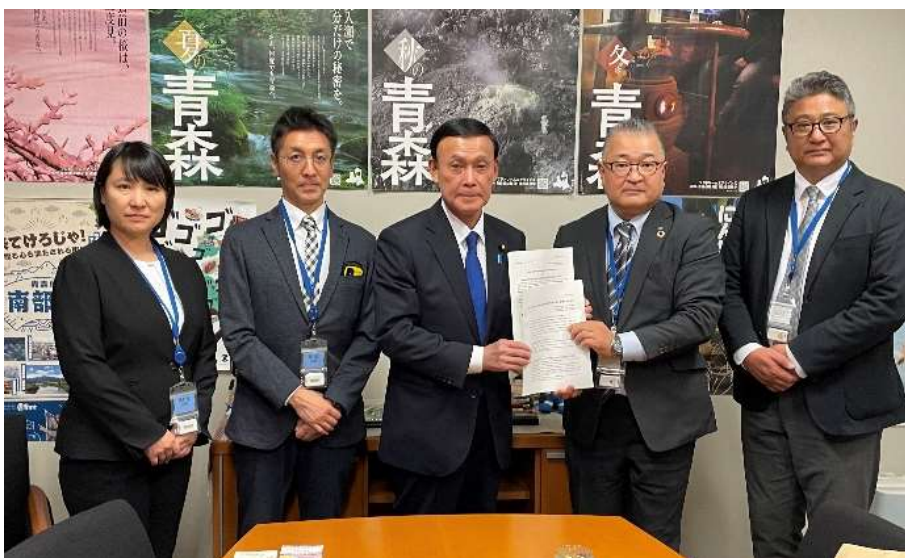
報告書をダウンロード！41



国への『要望活動』について①

- 令和6年度全国保育組織正副会長等会議（全国保育協議会）において要望活動を行った。
- 本会議は、都道府県・指定都市保育組織の代表者が一堂に会し、保育所・認定こども園の現状をふまえ、共通認識を図るとともに、組織としていかに対応すべきか、その方策を協議することを目的としている。
- 令和6年度は、1日めに全体会と少人数のグループでの分科会、2日めに各都道府県・指定都市保育組織による要望活動を行った。
- 令和7年度も、同内容で実施予定。

～各都道府県・指定都市保育組織での要望活動の様子～



←青森県
滝沢求衆議院議員へ
要望書を手交

三重県→
中川康洋衆議院議員
へ要望書を手交





国への『要望活動』について②

- 全国保育協議会と連名で「全社協福祉懇談会※」で要望活動をおこなった。

【主な要望事項】

- ◎ 職員配置基準の改善
- ◎ 公定価格の改善と保育人材の確保
- ◎ 主任保育士の必置化
- ◎ 長時間労働への是正（11時間開所、土曜開所）

※全社協福祉懇談会

- ◆ 全社協では、「全社協 福祉ビジョン2020」を令和2年2月に取りまとめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等が連携・協働して、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するための取り組みを強化している。
- ◆ また国ではこども関係予算の財源拡充にあたり、徹底した歳出改革を行うとしているが、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等、社会保障・社会福祉制度と関係予算の拡充が不可欠であり、全国の福祉関係者が一体となって国政・行政等への働きかけを進め、理解を得ていくことが必要。
- ◆ そこで、全国の福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり様について幅広く意見交換を行い、その思いを一つにしていくために、関係国会議員等のご参会を得て、「全社協福祉懇談会」を開催している。



(要望書) すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

全社児発第 264 号
令和 6 年 10 月 8 日

すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 奥村尚三
全国保育士会 会長 村松幹子

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任*です。

国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、等しく健やかな育ちが実現されるよう、令和7年度保育関係予算について次のことを要望します。

※すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任

児童の権利に関する条約第4条
締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。
児童福祉法第2条第3項
国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
こども基本法第4条
国は、前条の基本理念（※事務局長 全ての子どもの人権の保障、適切な養育や生活の保障、養育の利益の考慮など）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 人口減少地域においても、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要なとされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことを要望します。

2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、

職員配置や公定価格等を見直してください

(1) 職員配置基準の改善

- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。1歳児についても早急に改善してください。
- また、応答的なかわりが重要な時期である2歳児の配置基準についても改善を要望します。



衛藤晟一参議院議員（社会福祉推進議連 会長：左から2人目）と保育現場の状況を伝える村松前会長と奥村会長（全国保育協議会 会長：左）



（左：全社協村木厚子会長と全国保育士会 正副会長、全国保育協議会 常任協議員／右：こども家庭庁 渡辺由美子 長官）

全社協福祉懇談会（10月8日）で提出した要望書
（全国保育協議会との連名）



参 考【令和6年度における国の検討会等への参画状況】 【役職はR6当時】

検討会・調査研究名	本会からの参画者
● こども家庭審議会「子ども・子育て支援等分科会」／こども家庭庁	村松 幹子 会長 (全保協 副会長)
● こども家庭ソーシャルワーカーの研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究／令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（受託：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）	村松 幹子 会長
● 保育人材確保懇談会／こども家庭庁	北野 久美 副会長
● 保育現場等における児童生徒性暴力防止等のための効果的な取組に関する調査研究業務／こども家庭庁	北野 久美 副会長
● 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会中間整理案に対するヒアリング（文部科学省）	北野 久美 副会長
● こども家庭科学研究 乳幼児健診の研究班／こども家庭庁	北野 久美 副会長
● 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把握に関する調査研究／こども家庭庁	服部 明子 副会長
● 保育所等における不適切な保育に関する調査研究	笠置 英恵 副会長
● 食育推進評価専門委員会／農林水産省	笠置 英恵 副会長



参 考【令和7年度における国の検討会等への参画予定】

検討会・調査研究名

本会からの参画者

- こども家庭審議会「子ども・子育て支援等分科会」／こども家庭庁
北野 久美 会長
(全保協 副会長)
- こども家庭科学研究 乳幼児健診の研究班／こども家庭庁
北野 久美 会長
- 食育推進評価専門委員会／農林水産省
笠置 英恵 前副会長



4.成果物等のご紹介



これまでの本会の成果物等のご紹介

子どもの
ちき交える家

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会

保育者
向け

毎日の食事を
中心とした
食育の推進
～保育のなかの食育～

はじめに

本会、関係団体等から、子ども達の食育の重要性が認識され、食育の推進が求められています。食育の推進は、子どもの健康増進や食生活の改善に大きく貢献しています。食育の推進は、子どもの健康増進や食生活の改善に大きく貢献しています。食育の推進は、子どもの健康増進や食生活の改善に大きく貢献しています。

保育所等に於ける
食育とは

www.nacdw.or.jp

毎日の食事で育つこどもたち
～園と家庭がつながる食育～



パンフレット
ダウンロード

保育所等の特徴を活かした 食育の実践 ～保育のなかの食育～

乳幼児期の子どもの生活の場である保育所等では、毎日の食事(給食やおやつ)の提供を中心とした日々の食育を積み重ねることによって心身の成長を支援し、さらに調理・食食・栽培・収穫などを通じた食への興味・関心を高める多様な取り組みを実施されているのではないでしょうか。
また、食育に関する実践は、保育士・保育教諭と栄養士・調理師・調理員等の全職員が共通認識を固め、それぞれの専門性を活かしながら計画的かつ総合的に展開されていることが必要です。

5つの子ども像

- ・お腹がすぐリズムもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べものを話題にする子ども

乳幼児期の食育では、「虫頃から食事に興味・関心を持って生活をする」とが大切で、そのために、保育所等における食育は「毎日の食事」を中心に「お腹がすぐリズムを確立しながら食べたい気持ちも高める」を旨として実施してまいります。
保育所等の特性を活かした食育として、子どもが生活と遊びの中で意識をもって食に関わる経験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことが期待できる食育を実施してまいります。



Q1 保育所等で 食育に取り組むのはなぜ?

保育所等における食事の提供の意義として、発育・発達のための役割があります。乳幼児期の身体発育のための食事は、健康の維持・増進をはじめ、日々の活動や発育・発達のために必須であり、低年齢であるほど生活に占める食事の割合が大きくなります。
特に、乳幼児は消化・吸収、排泄機能などが未熟です。個人の発達に合わせた形態の食事が提供されなければ十分なエネルギー及び栄養素の摂取ができないため、保育所等で提供される食事は、保育士・保育教諭と栄養士の連携・協働による献立作成・食事提供を高める必要があります。

このように、食べる経験の積み重ねによって子どもが成長し、子どもの成長に合わせながら食事を広げていくことが求められます。

日々の食事は子どもの食行動を 発達させる

保育所等の食事には、食行動を発達させる役割があります。食べることは子どもが発達や保育所保育の基盤であるため、保育所等における全職員の専門性を活かした丁寧かつ十分な支援のもとに育てましょう。
特に、食べることは子どもの意識を引き出すことや楽しむことにつながるため、保護者との積極的な情報交換を行いながら食育を推進しましょう。



Q2 保育者として、どのような 意識を持って食育に 取り組めばよいですか?

全ての園における「毎日の食事の時間」こそが「保育の食育」であり、「保育の質」を高める秘訣がたくさん詰まっています。子どもへの言葉のかけ方だけでも食事への印象は大きく変わります。
子どもの食への興味・関心が高まる言葉を送ること、そして子どもが食べることを好きになること、これが保育の食育の基本です。急がずで大丈夫です。



取り組み事例の ご紹介

毎日の食事の様子を 給食担当者が確認する

毎日の食事は子どもの成長を支えています。献立作成をした栄養士は、エネルギーや栄養素の提供が献立計画どおりか、またその栄養量の値が妥当なのか、子どもの食事の様子をみて評価・検証し、必要に応じて提供栄養量の改善を実施します。



Q3 食育計画について 教えてください。

全体的な計画に基づいて食事の提供を含む食育計画を作成し、各年齢やクラス別に食育を実施する際の目標(ねらい)や内容などを記載して、園全体で共有しましょう。

職員全員の創意工夫による食育実践の後に、評価・反省を記録し、園内での定期的な連絡調整や、年間評価に基づく次年度計画を作成しましょう。

食育計画は「チェックシート」である

年度はじめに作成した食育計画の内容を「食育チェックシート」として活用することで、毎年の食育実践の「できたこと」や「できなかったこと」を明確に判断することが可能となります。また、その結果(改善点など)を活用して翌年の計画を立てることによって食育実践の質の向上につなげてまいります。



ポイント!



動画解説

Q4 園内での専門職同士の 連携について 教えてください。

保育士・保育教諭と栄養士・調理師・調理員等が自らの食育実践の振り返りや職員間での相互の話し合い等を通じて、食育実践におけるお互いの専門性の向上や保育全体の質の向上のための課題を明確にしましょう。それとともに、園内全体の食育や食育の内容に関する共通認識・共通理解を深めていくことが求められます。

取り組み事例の ご紹介

園内の情報共有

園内の情報共有方法としては、定例の会議(委員会等)にて食事の提供や食育の実践に関する評価・反省を議論することがよいでしょう。
保育士・保育教諭と給食担当者(栄養士・調理師等)の双方が思っていることや気づいたことを発言しやすい雰囲気をつくることが大切です。



動画解説



～ここでご紹介しているパンフレット等は、全国保育士会ホームページで全文をご確認いただけます～



これまでの本会の成果物等のご紹介

自らの保育実践を自信をもって発信するために

「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性



全国保育士会

「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性



パンフレット
ダウンロード

01 はじめに ～子どもへの性暴力防止の取り組みに向けて～

このパンフレットは、「児童福祉法等の一部を改正する法律」を受けて策定された「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年4月より適用）において、「正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例」として一部の保育場面が例示されたことを受け、保育内容等がもつ専門性や考えられる留意点の例を整理したものです。

このパンフレットを活用して、各保育所・認定こども園等において自らの保育の振り返りや今後の取り組みを検討するとともに、保護者や関係者に専門性を説明できるよう確認しましょう。

なお、ここで挙げる保育内容等はあくまで一例であるとともに、それが性暴力にあたるということではなく、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を受けて保育士・保育教諭等が悩む可能性があるという視点のもと記載しているものです。また、保育士・保育教諭は資格を有する専門職であり、倫理観および専門性等を身につけている存在であることから、保育者の性別による書き分け等はしていません。

このパンフレットの活用例



子どもへの性暴力防止に関する制度の動向等

令和4年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、「児童生徒性暴力等」が定義された他、児童生徒性暴力の禁止や早期発見・保護、教職員等の責務について明記されました。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）のうち、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化については令和5年4月より施行されています。さらに、令和6年4月より、保育所・認定こども園等で保育士を任命・雇用しようとするときには、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースによる確認を義務づけることも示されています。

私たち保育士・保育教諭等は、法律上の位置づけはもちろんのこと、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、全国保育士会倫理綱領等をよりどころにしながら、子どもの発達保障を担う専門職であることを自覚し、倫理観の保持と保育の質の向上に日々努めていくことが必要です。

031 保育所・認定こども園等における保育内容の専門性について

1歳以上児への排泄の援助 [□☆]



1歳以上児への排泄の援助が、不可欠である理由

- 子どもの身体的・精神的発達に伴い、トイレでの排泄ができるようになるとともに、「自分でしたい」という意欲も生まれてきます。子どもの発達状況や気持ちに寄り添い、適切なタイミングで声掛けをし、必要に応じて付き添う等の関わりをすることで、少しずつ排泄の習慣が身につけていきます。

保育の展開における留意点の例

- トイレの間にパーテーションを設置するなど、排泄時のプライバシーが守られるようにする。

着替え（水着等含む） [◎□☆]



着替え（水着等含む）が、不可欠である理由

- 汚れたり濡れたりしたときには着替えるという着替えるの習慣を身につけることや、自分で着替えることができるようになるため、適切な援助をしながら自分でできたという達成感や充実感、次への意欲を育てています。

- おむつ替えと同様、言葉で伝えることが困難な子どもの声を聴くためにも、複数の保育士・保育教諭等の視点で、普段衣服で隠れている個所に異変（疾患や虐待の疑い等）はないかの確認が必要です。

保育の展開における留意点の例

- 心の育ちを支えるような援助の仕方が心がる。
- 4・5歳児は、就学にも配慮し、男女別に分かれて着替える等の配慮をする。
- どこでも、裸にならないよう伝えるとともに、プライベートゾーンが見えないような着替えの方法を伝える。
- 周囲から見えないように、仕切りを置く等する。
- 着替えの過程で異変を確認した場合等、状況によっては関連機関（病院、療育センター、児童相談所等）につなぐ。

～ここでご紹介しているパンフレット等は、全国保育士会ホームページで全文をご確認いただけます～



これまでの本会の成果物等のご紹介



これって虐待？
～子どもの笑顔を守るために～



子どもの育ちを支える食
～保育所等における「食育」の言語化～



養護と教育が一体となった保育とは



食べることは生きること

～ここでご紹介しているパンフレット等は、全国保育士会ホームページで全文をご確認いただけます～



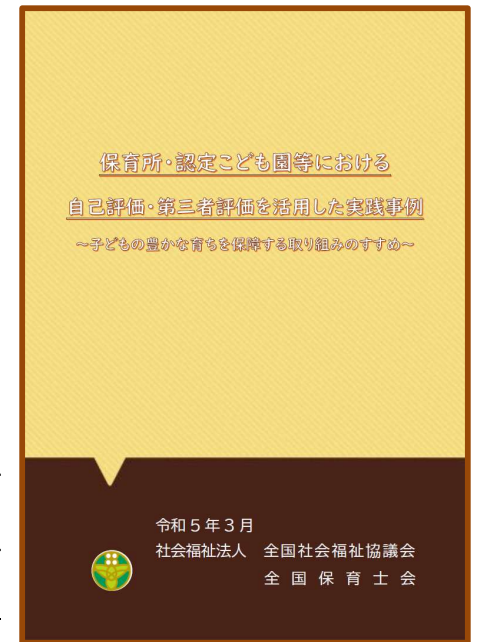
これまでの本会の成果物等のご紹介



保育を高める実践研究の手引き

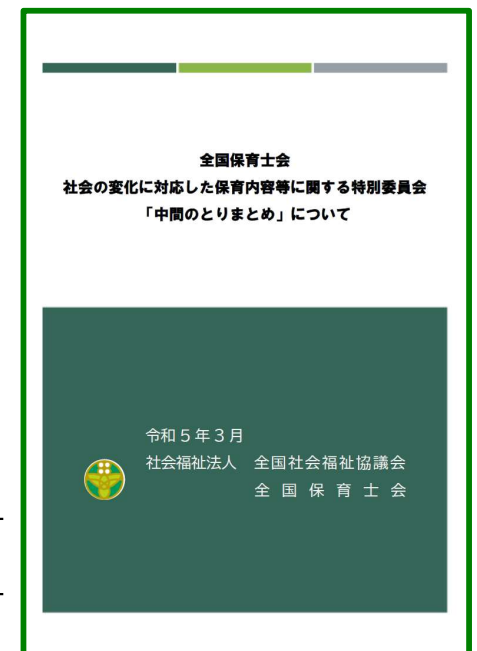
保育所・認定こども園等における自己評価・ 第三者評価を活用した実践事例

～子どもの豊かな育ちを保障する取り組みのすすめ～



医療的ケアを必要とする子どもの 保育実践事例集

社会の変化に対応した保育内容等に関する 特別委員会「中間のとりまとめ」



～ここでご紹介しているパンフレット等は、全国保育士会ホームページで全文をご確認いただけます～

✦ 【全国保育士会 HP】 <https://www.z-hoikushikai.com/>

《全国保育士会 HP TOP 画面》



全国保育士会 HP

✦ 【全国保育士会すかんぼチャンネル】

https://www.youtube.com/channel/UCT7_yzJ_m4HpJpdsy4-pQwg

保育に関する動画を掲載しています。



全国保育士会すかんぼチャンネル

✦ 【全国保育士会公式 X (旧 Twitter)】 <https://x.com/hoikushikai1956>

本会の動きや研修会、大会の情報などをお伝えしています。
募集中の研修会の情報や「保育士会だより」の発刊状況等を
気軽に知ることができます。たくさんのフォローをよろしく
お願いします。



全国保育士会公式 X